

作業停止計画調整マニュアルの変更概要

2022年5月17日
電力広域的運営推進機関

- 「作業停止計画調整マニュアル」は発電設備及び流通設備の作業停止を計画的かつ円滑に実施するため以下に係る詳細事項について解説するものであり、2018年10月に策定した。
 - 電力広域的運営推進機関の業務規程
 - 第11章 作業停止計画の調整
 - 第12章 系統情報の公表
 - 附則（平成30年6月29日）
 - 送配電等業務指針
 - 第12章 作業停止計画の調整
 - 附則（平成30年6月29日）
- 実運用における課題等で考え方の整理が必要となった場合は、適宜マニュアルを見直している。
- 今回、2022年度の容量停止計画の導入に対応するため、「作業停止計画調整マニュアル」への反映事項を整理した。

No.	項目	変更概要
1	容量停止計画の調整概要	「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」に記載されている調整手順の概要を追加
2	容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整	<p>容量停止計画と整合させるための作業停止計画の調整上の留意事項を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発電制約を伴う流通設備作業を2年度前の12月末までに調整 • 容量停止計画の調整完了以降の発電設備作業の追加・変更における関係者同意の取得方法
3	概略スケジュール	作業停止計画と容量停止計画のスケジュールの対応関係を追記
4	発電制約量の通知時期	容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知を追加
5	発電制約量の通知断面	容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知と整合させ、1日あたり24点から48点に変更
6	第3年度目の発電制約を伴う作業停止計画の共有	<p>容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知を踏まえた、作業停止調整前倒しのための運用を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> • 可能な限り早期に調整要望等を一般送配電事業者に連絡し、作業停止計画調整の協議を開始 • 各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、容量停止計画において供給信頼度に影響を与える可能性のある夏季・冬季重負荷期の件名について、可能な限り共有 • 通知断面は、作業期間の最大値を基本とするが、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、粒度を細分化

■ 「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」に記載されている調整手順の概要を追加

変更前 (変更箇所は朱書き)	変更案 (変更箇所は朱書き)
<p data-bbox="305 389 929 482">作業停止計画と容量停止計画を整合させるために必要な対応などの解説を追加</p> <p data-bbox="305 496 929 589">「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」の概要を記載</p> <p data-bbox="305 932 929 1053">本マニュアルで「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」の内容を ※ 1～3 で解説</p>	<p data-bbox="987 382 1566 454">2.8 作業停止計画と容量停止計画の整合 2.8.1 容量停止計画の調整【参考】</p> <p data-bbox="987 454 1877 604">容量停止計画の調整の詳細は、「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」など、容量市場に関するマニュアル等によるが、原則として、実需給2年度前の年間計画（翌々年度分）において、次のような調整を実施する。</p> <p data-bbox="987 639 1190 675">(1) 調整対象</p> <p data-bbox="987 675 1877 789">次の①～③のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制（以下、出力停止等）する計画がある場合、容量停止計画の提出・調整を行う。</p> <p data-bbox="1020 825 1877 1082"> ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン）における発電設備の定期補修※1及び中間補修※2を対象※3） ※1 定期補修：定期的に実施する点検・補修作業で定期自主検査など ※2 中間補修：定期補修に対し必要に応じて実施される補修 ※3 日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合を除く </p> <p data-bbox="1039 1118 1673 1196">② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は対象外）</p> <p data-bbox="1039 1232 1877 1303">③ 従来からの地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合</p>

変更前 (変更箇所は朱書き)

変更案 (変更箇所は朱書き)

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」の概要を記載

9月末の通知対象と10月以降の追加・変更で同意を得る対象が異なることを分かりやすくするため、本マニュアルでカッコ内の解説を追加 (30日未満、ローカル系統を含むことを明確化)

(2) 調整手順

- ① 当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、7月未までに容量停止計画を広域機関に提出し、広域機関が一般送配電事業者に共有する。
 - ※ 8月以降は、一般送配電事業者と同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に長期固定電源の容量停止計画の追加・変更が認められる。
- ② 一般送配電事業者は、9月末までに電源の出力制約等を伴う流通設備作業及び発電制約量を発電契約者に通知し、発電契約者は容量提供事業者に共有する。通知対象は、次に条件の全てを満たすことを基本とし、各供給地域の系統状況や計画停止調整状況を勘案し、必要に応じて通知する。なお、9月末以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、次の条件に関わらず、通度通知する。
 - ・ 広域連系系統における作業停止計画
 - ・ 流通設備作業により発電制約を伴う作業停止計画
 - ・ 停止期間が30日程度以上の作業停止計画
 - ※ 10月以降は、同調に係る他の事業者の同意が得られることを条件に発電制約を伴う流通設備作業計画 (30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く) の追加・変更が認められる。
- ③ 当該年度において出力停止等を必要とする容量提供事業者は、10月末までに容量停止計画を広域機関に提出する。
 - ※ ①で提出した長期固定電源の容量停止計画の再提出は不要
- ④ 広域機関は容量提供事業者から受領した容量停止計画に基づき、供給信頼度評価を実施し、容量停止計画による追加設備量 (計画停止可能量を確保するために必要な供給力) の利用状況または供給信頼度に影響を与えている状況を公表する。

変更前 (変更箇所は朱書き)

「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編」の概要を記載

9月末の通知対象と11～12月で実施する調整対象が異なることを分かりやすくするため、本マニュアルでカッコ内の解説を追加 (30日未満、ローカル系統を含むことを明確化)

9月末の通知対象と調整完了以降の追加・変更で同意を得る対象が異なることを分かりやすくするため、本マニュアルでカッコ内の解説を追加 (30日未満、ローカル系統を含むことを明確化)

変更案 (変更箇所は朱書き)

⑤一般送配電事業者及び容量提供事業者は、④の公表内容を確認し、追加設備量を利用している月または供給信頼度に影響を与えている月に容量停止計画や発電制約を伴う流通設備作業計画 (30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く) がある場合、12月末までに容量停止計画及び作業停止計画の調整を行う。

- ステップ1 (11月第1週頃～11月第2週頃)
全電源が自由に計画を変更可能
- ステップ2 (11月第2週頃～12月第1週頃)
全電源が計画を変更可能であるが、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が増加する変更は不可
- ステップ3 (12月第2週頃～12月第4週頃)
ステップ2終了時点で供給信頼度の基準を満たさない月にある計画の変更可能であるが、供給信頼度に影響を与える月の停止電力が増加する変更は不可
- ステップ4 (12月第5週頃)
ステップ3までの作業調整の結果、供給信頼度に影響を与える状況が解消されない場合に個別調整を実施

容量停止計画の調整完了以降は、原則として、容量停止計画及び発電制約を伴う流通設備の作業停止計画 (30日未満、ローカル系統を含む、高圧・低圧等を除く) の追加・変更は、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因によるものを除き、原則として認めない。

やむを得ない理由により、容量停止計画の調整完了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認める。

2. 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整

- 容量停止計画と整合させるための作業停止計画の調整上の留意事項を追加
 - 発電制約を伴う流通設備作業を2年度前の12月末までに調整
 - 容量停止計画の調整完了以降の発電設備作業の追加・変更における関係者同意の取得方法

変更前（変更箇所は朱書き）

変更案（変更箇所は朱書き）

容量停止計画との整合させるため
2年度前の12月末までに調整

容量停止計画の調整完了以降の
発電設備作業の追加・変更時に
おける関係者同意の取得方法

2.8.2 容量停止計画との整合を踏まえた作業停止計画の調整

年間作業停止計画では、翌々年度、翌年度分を対象として、2月中旬までに最終案を調整することとしているが、容量停止計画との整合を踏まえ、発電制約を伴う流通設備作業は、原則として、実需給2年度前の12月末までに調整を完了する。

※次の発電制約を伴う流通設備作業も可能な限り、実需給2年度前の12月末までに調整を完了する

- 広域連系系統における30日未満の発電制約
- 容量市場の非約定電源に対する発電制約
- 本マニュアルの適用範囲外となるローカル系統（高圧・低圧等（配電系統）を除く）における発電制約

このため、一般送配電事業者は、発電制約を伴う流通設備作業を調整する際、容量停止計画との整合の観点から容量停止計画の調整完了以降の計画変更は困難となる場合がある旨を関係する事業者（容量市場の非落札電源や需要家を含む）に説明しておくものとする。

また、発電計画提出者は、容量停止計画の調整完了以降に作業停止計画の追加・変更を申し出る場合、一般送配電事業者及び関係する全ての事業者（電源よび需要家）の同意を得ることとし、具体的な手続き（連絡先リストの提供等）については一般送配電事業者と協議する。

なお、需要家の作業、新規発電事業者の連系工事、一般公衆の作業（流通設備付近におけるクレーン使用等）などについては、実需給2年度前時点では予期できない場合もあり、このような作業が原因で容量停止計画の調整完了以降に流通設備や発電設備の作業停止計画の追加・変更が必要となった場合は、一般送配電事業者と発電計画提出者は互いに協力して調整する。

3. 概略スケジュール（1 / 4）

図 2.8-1 年間作業停止計画業務概略スケジュール（変更前）

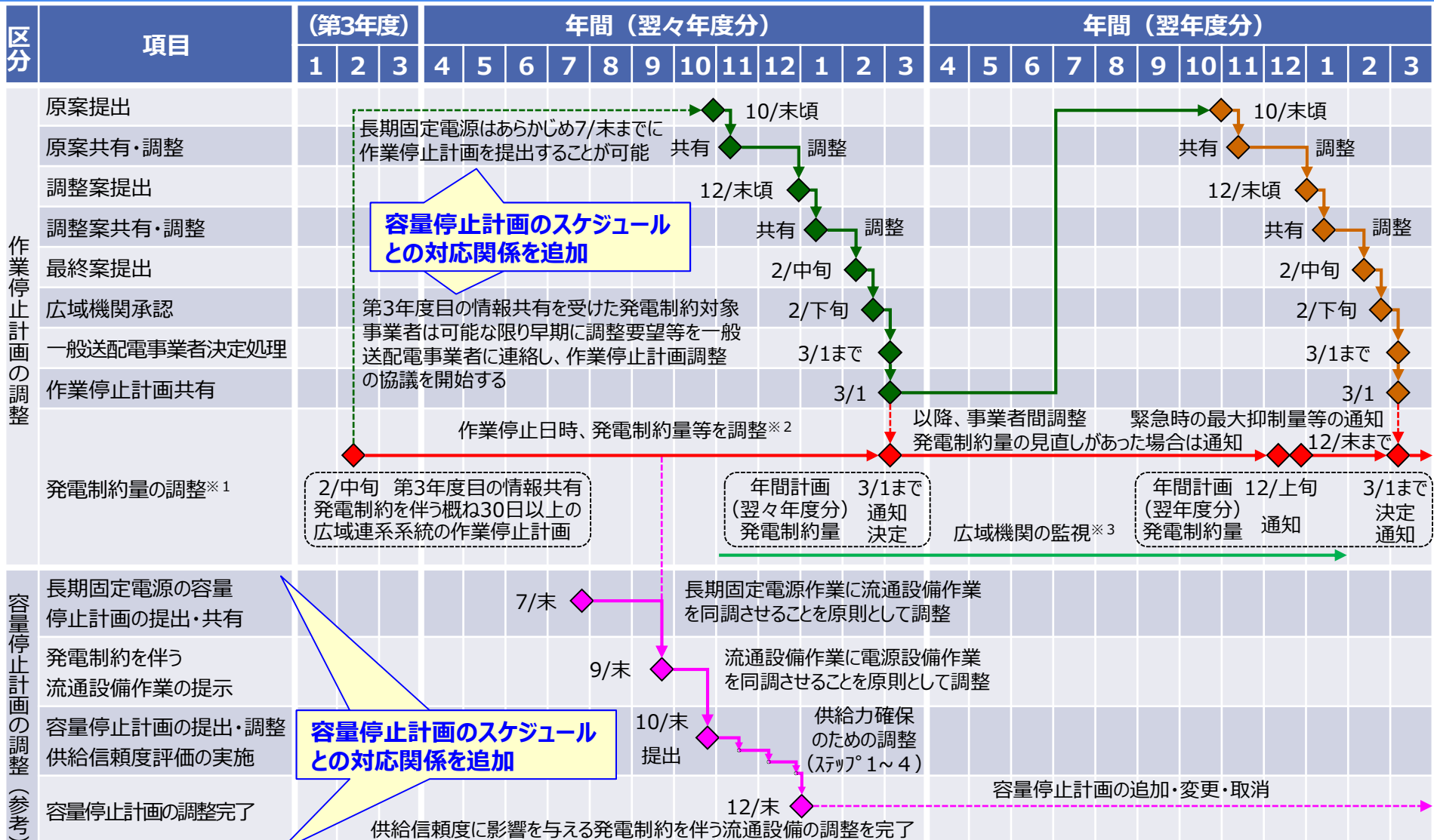
■ 作業停止計画と容量停止計画のスケジュールの対応関係を追記

項目	(第3年度)			年間（翌々年度分）												年間（翌年度分）														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
原案提出																														
原案共有・調整																														
調整案提出																														
調整案共有・調整																														
最終案提出																														
広域機関承認																														
一般送配電事業者決定処理																														
作業停止計画共有																														
発電制約量の調整 ^{※1}																														
				作業停止日時、発電制約量を調整 ^{※2}												以降、事業者間調整 緊急時の最大抑制量等の通知 発電制約量の見直しがあった場合は通知														
				2/中旬 第3年度目の情報共有 発電制約を伴う概ね30日以上 の広域連系系統の作業停止計画									10/末頃 共有			調整			12/末頃 共有									調整		
				2/中旬 3/1まで						調整			2/中旬			調整			2/中旬						調整					
				3/1						調整			2/下旬			調整			2/下旬						調整					
				3/1						調整			3/1まで			調整			3/1まで						調整					
				3/1						調整			3/1			調整			3/1						調整					
				年間計画（翌々年度分） 発電制約量通知決定												年間計画（翌年度分） 発電制約量通知 3/1まで決定通知														
				広域機関の監視 ^{※3}												12/末まで														

- ※1 一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めている場合は、事前に発電制約量を通知し、調整を開始できる。ただし、同一系統の全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知する、他社が事前に通知を受け調整を開始することについて合意を得るなど、事業者間における機会の公平性の確保に留意すること。
- ※2 作業停止計画調整において通知された発電制約量を基に事業者間調整を開始してもよい。
- ※3 広域機関の監視は、年間計画（翌々年度分の原案提出）から発電制約量売買に関する個別契約の締結又は月間計画（発電制約量の通知）までを基本とする。（図は前年度1月末に契約締結時の例）

3. 概略スケジュール (2 / 4)

図 2.8-1 年間作業停止計画業務概略スケジュール (変更後)



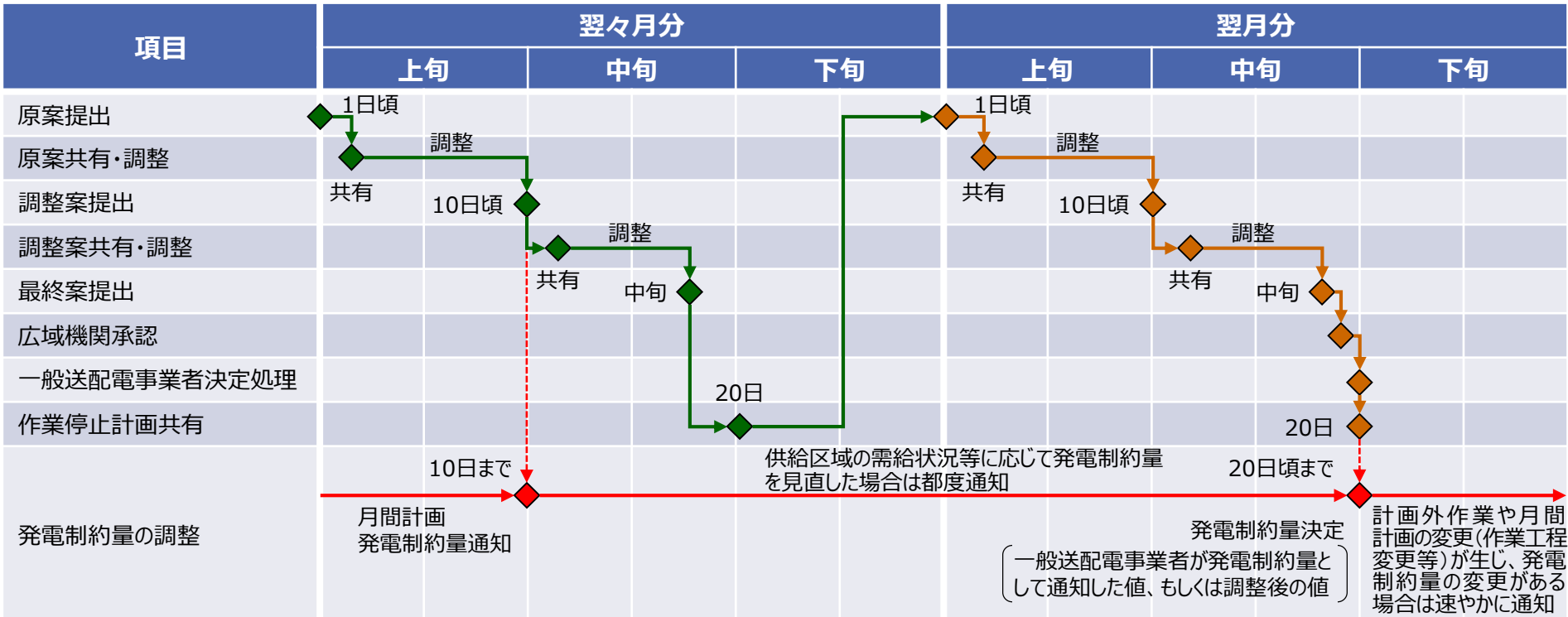
※1 容量停止計画の調整に影響を与える可能性がある場合や、一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めている場合は、事前に発電制約量を通知し、調整を開始できる。ただし、同一システムの全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知する、他社が事前に通知を受け調整を開始することについて合意を得るなど、事業者間における機会の公平性の確保に留意すること。

※2 作業停止計画調整において通知された発電制約量を基に事業者間調整を開始してもよい。

※3 広域機関の監視は、年間計画（翌々年度分の原案提出）から発電制約量売買に関する個別契約の締結又は月間計画（発電制約量の通知）までを基本とする。（図は前年度1月末に契約締結時の例）

3. 概略スケジュール (3 / 4)

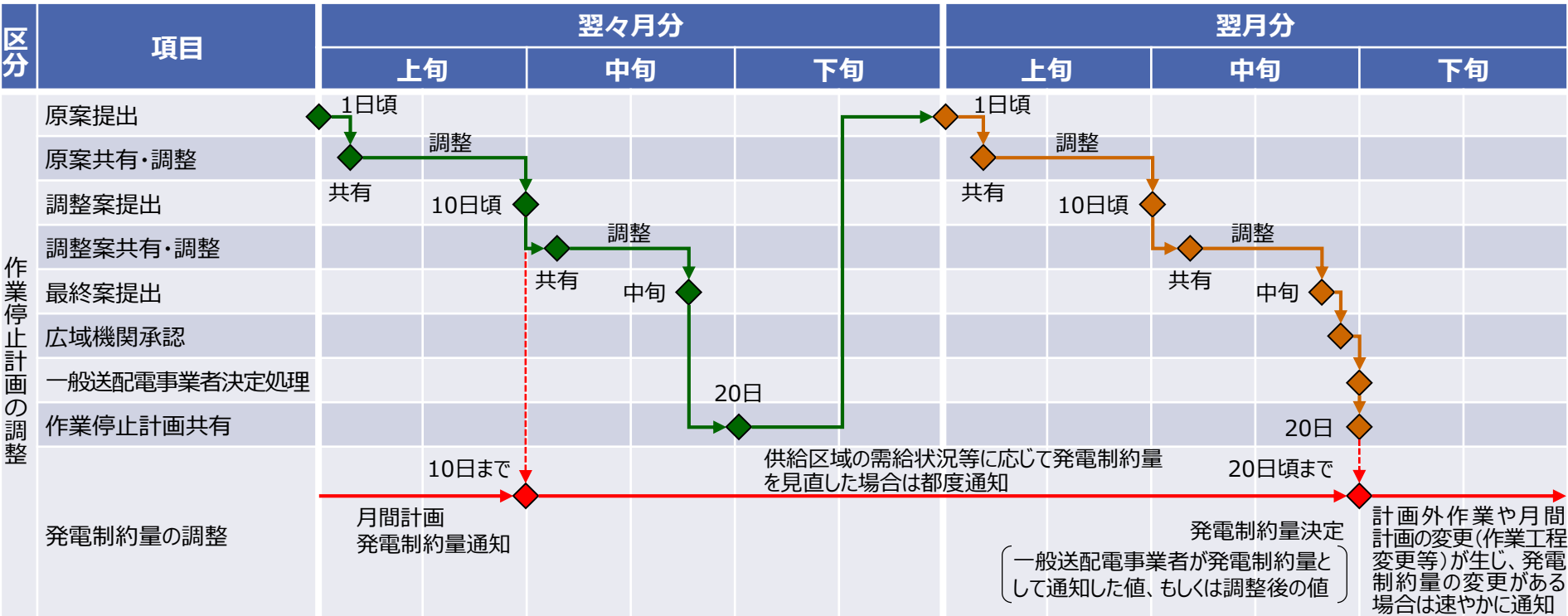
図 2.8-2 月間作業停止計画業務概略スケジュール (変更前)



※1 4、5月分においては、年間・月間調整が重複することから、年間調整値を使用することも可とする。

3. 概略スケジュール (4 / 4)

図 2.8-2 月間作業停止計画業務概略スケジュール (変更後)



- ※1 4、5月分においては、年間・月間調整が重複することから、年間調整値を使用することも可とする。
- ※2 容量停止計画のスケジュールについては、容量市場の初回実需給断面（2024年度）までに別途整理される予定。

容量停止計画のスケジュールとの対応関係を追加

4. 発電制約量の通知時期

■ 容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知を追加

変更前（変更箇所は朱書き）

3.4.3 発電制約量の通知時期

容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知

容量停止計画の導入に伴う経過措置
（非約定電源に対する発電制約量通知）

(1) 年間計画（翌々年度分）
（略）

(2) 年間計画（翌年度分）
（略）

(3) 月間計画
（略）

変更案（変更箇所は朱書き）

3.4.3 発電制約量の通知時期

(1) 容量停止計画（翌々年度分）【参考】

容量停止計画における発電制約量の通知時期は、「容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編」に基づき、9月末までとなり、30日以上 の広域連系系統の件名及び一般送配電事業者が必要と判断した件名を通知する。（図2.9-1参照）

一般送配電事業者は発電制約量を発電計画提出者に通知し、発電計画提出者は容量提供事業者に共有する。

なお、公平性の観点から、同一系統の全ての発電制約対象事業者に対し、発電制約量を同時期に通知することが原則であるが、9月末までに容量市場の非約定電源に対する通知が当面難しい場合は、容量停止計画の導入に伴う経過措置として、(2) 年間計画（翌々年度分）に合わせた通知も可能とする。ただし、この場合は発電制約量売買などにおいて当該非約定電源が不利とならないように一般送配電事業者は留意すること。

(2) 年間計画（翌々年度分）
（略）

(3) 年間計画（翌年度分）
（略）

(4) 月間計画
（略）

5. 発電制約量の通知断面

- 容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知と整合させ、1日あたり24点から48点に変更

変更前（変更箇所は朱書き）

3.4.5 発電制約量の通知断面

年間計画及び月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ一般送配電事業者と発電制約対象事業者の協議の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、発電制約対象事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。

- 年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日の各24点
- 月間計画においては、日ごとに24点

変更案（変更箇所は朱書き）

3.4.3 発電制約量の通知断面

年間計画及び月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ一般送配電事業者と発電制約対象事業者の協議の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、発電制約対象事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。

- 年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日で各48点
- 月間計画においては、日ごとに48点

容量停止計画との整合
(9月末の48点通知を考慮)

- 容量停止計画の調整に伴う2年度前9月末の発電制約量の通知を踏まえた、作業停止調整前倒しのための運用を追加
 - 可能な限り早期に調整要望等を一般送配電事業者に連絡し、作業停止計画調整の協議を開始

変更前（変更箇所は朱書き）

4. 発電制約を伴う広域連系システムの作業停止計画の情報共有

一般送配電事業者は、長期的な予見性及び透明性を確保し、事業計画や発電機作業同調の検討を促進するため、第3年度目の「発電制約が必要な流通設備作業停止計画案」について、発電制約を伴う事業者と共有する。

ただし、誤った予見性を与えることは事業者の混乱を招くおそれがあることから、変更の可能性はあるが、作業実施の蓋然性が高い件名を共有する。

変更案（変更箇所は朱書き）

4. 発電制約を伴う広域連系システムの作業停止計画の情報共有

一般送配電事業者は、長期的な予見性及び透明性を確保し、事業計画や発電機作業同調の検討を促進するため、第3年度目（現時点を0年度目とし3年度目＝翌々々年度が対象、以下同様）の「発電制約が必要な流通設備作業停止計画案」について、発電制約を伴う事業者と共有する。

ただし、誤った予見性を与えることは事業者の混乱を招くおそれがあることから、変更の可能性はあるが、作業実施の蓋然性が高い件名を共有する。

なお、発電制約を伴う作業停止計画は調整に時間を要する可能性があるため、一般送配電事業者は件名共有に合わせて、計画に対する調整要望等の一次回答期限を示すとともに、発電制約対象事業者は、可能な限り早期に調整要望等を一般送配電事業者に連絡し、作業停止計画調整の協議を開始する。

- 各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、容量停止計画において供給信頼度に影響を与える可能性のある夏季・冬季重負荷期の件名について、可能な限り共有

変更前（変更箇所は朱書き）

(1) 共有件名

発電制約対象事業者の事業計画や発電機作業時期等の検討を考慮し、以下の条件を全て満足する件名を一般送配電事業者は、発電制約対象事業者に共有することを基本とする。

- 広域連系システムの流通設備停止により発電制約を伴う作業停止計画
- 第3年度目の作業停止計画（蓋然性の高いもの）
- 作業停止期間が30日程度以上
- 以下に該当する場合は、可能な限り第4年度以降を含め共有する。
 - ・第3年度から第4年度にわたる作業停止計画
 - ・複数年計画の作業停止計画（設備改修を何か年で実施するか等）

ただし、上記に依らず、以下のような作業についても、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により可能な限り共有する。

- 30日程度未満の蓋然性の高い件名
- 詳細時期は未定であるが発電制約対象事業者の事業計画等に大きな影響を与える可能性のある老朽更新等の将来の長期作業停止件名（30日程度以上を目安）

なお、変更の可能性のある件名を共有する場合、確定要素、未確定要素、変動要素を明確にして発電制約対象事業者に合わせて説明する。

変更案（変更箇所は朱書き）

(1) 共有件名

発電制約対象事業者の事業計画や発電機作業時期等の検討を考慮し、以下の条件を全て満足する件名を一般送配電事業者は、発電制約対象事業者に共有することを基本とする。

- 広域連系システムの流通設備停止により発電制約を伴う作業停止計画
- 第3年度目の作業停止計画（蓋然性の高いもの）
- 作業停止期間が30日程度以上
- 以下に該当する場合は、可能な限り第4年度以降を含め共有する。
 - ・第3年度から第4年度にわたる作業停止計画
 - ・複数年計画の作業停止計画（設備改修を何か年で実施するか等）

ただし、上記に依らず、以下のような作業についても、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により可能な限り共有する。

- 30日程度未満の蓋然性の高い件名
- 詳細時期は未定であるが発電制約対象事業者の事業計画等に大きな影響を与える可能性のある老朽更新等の将来の長期作業停止件名（30日程度以上を目安）
- 容量停止計画において供給信頼度に影響を与える可能性のある夏季・冬季重負荷期（7月下旬～9月頃、12月下旬～2月頃）の作業停止件名（第4年度以降、30日程度未満の件名を含む）

なお、変更の可能性のある件名を共有する場合、確定要素、未確定要素、変動要素を明確にして発電制約対象事業者に合わせて説明する。

- 通知断面は、作業期間の最大値を基本とするが、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、粒度を細分化

変更前 (変更箇所は朱書き)

(2) 共有内容

個々の電源の制約状況 (第三者情報) 等に留意した上で以下の内容を共有する。

- 作業停止計画案 (作業期間、停止範囲、作業内容、発電制約量※)

※発電制約量：作業期間の最大値

変更案 (変更箇所は朱書き)

(2) 共有内容

個々の電源の制約状況 (第三者情報) 等に留意した上で以下の内容を共有する。

- 作業停止計画案 (作業期間、停止範囲、作業内容、発電制約量※)

※発電制約量：作業期間の最大値を基本とするが、各供給区域のニーズに応じて、一般送配電事業者の判断により、粒度を細かくする。

**容量停止計画との整合
(9月末の48点通知を考慮)**